

議案第72号

葛飾区印鑑条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成27年11月26日

提出者 葛飾区長 青 木 克 徳

(提案理由)

個人番号カードを利用した多機能端末機による印鑑登録証明書の申請及び交付について定める必要があるので、本案を提出いたします。

葛飾区印鑑条例の一部を改正する条例

葛飾区印鑑条例（昭和50年葛飾区条例第5号）の一部を次のように改正する。

第19条の2中「葛飾区住民基本台帳カードの利用に関する条例（平成22年葛飾区条例第40号）第2条第2号に規定する多機能端末機を利用することにより、」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード（以下「個人番号カード」という。）を利用し、多機能端末機（葛飾区の情報システムと通信回線で接続された住民票の写し（法第12条第1項に規定する住民票の写しをいう。）等を自動的に交付する端末機であって、区又は民間事業者が設置したものをいう。）により」に改める。

付則に次の1項を加える。

- 4 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成25年法律第28号）第20条第1項の規定によりなお従前の例によることとされた同法第19条の規定による改正前の法第30条の44第3項の規定により交付された住民基本台帳カード（以下「住民基本台帳カード」という。）は、平成28年1月1日から同条第9項の規定によりその効力を失う時又は住民基本台帳カードの交付を受けた者が行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第17条第1項の規定により個人番号カードの交付を受ける時のいずれか早い時までの間は、個人番号カードとみなして、第19条の2の規定を適用する。

付 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。